

## 来年度の新人園児を募集します

来年4月から市内の幼稚園・保育所（園）・認定こども園へ通う新入園児や児童を募集します。

園子育て施設課  
☎027・2220・5705

幼稚園や保育所（園）、認定こども園の利用には、保育の必要性や利用施設に応じた保育認定が必要で、入園・入所申し込み時に認定を受けるための申請をしてください。

**1号認定** Ⅱ子どもが満3歳以上で、主に幼稚園や認定こども園の幼稚園教育を利用する人（家庭で保育をすることができる人）

**2号認定** Ⅱ子どもが満3歳以上で、主に保育所（園）や認定こども園の保育を利用する人（就労などで家庭で保育ができない人）

**3号認定** Ⅱ子どもが満3歳未満で、主に保育所（園）や認定こども園の保育を利用する人（就労などで家庭で保育ができない人）

**● 幼稚園**  
入園資格Ⅱ3・4・5歳児（平成28年4月2日〜平成31年4月1日生まれ。私立は満3歳児を受け入れる園もあります）。市立は来年4月1日時点で市内在住の人

宮城幼稚園は、令和5年度末で閉園しますが、令和4年度と令和5年度の新入園児は引き続き募集します。詳しくは幼児教育センター（☎027-230-9089）へお問い合わせください。

**● 一次募集**  
申込書は各保育施設や保健センター・内子育て施設課、市役所2階25番窓口、各支所で8月18日（水）から配布。入所決定の通知は12月下旬に郵送します。希望した保育施設へ入れない場合もあります。

**● 事前見学**  
一部の幼稚園・認定こども園、全ての保育所（園）で見学ができます。申し込み方法などは各施設にお問い合わせください。



申込書は各保育施設や保健センター・内子育て施設課、市役所2階25番窓口、各支所で8月18日（水）から配布。入所決定の通知は12月下旬に郵送します。希望した保育施設へ入れない場合もあります。

（私立）園へ直接

### ● 保育所（園）・認定こども園（保育）

入所資格Ⅱ市内在住か入所希望月の1日までに本市へ転入予定で、両親が次のいずれかに該当し、他に保育をする人がいない就学前の児童（来年度中に産休・育休が明けて復職予定の場合も一次募集および二次募集期間中に申し込みできます）。**①** 外で働いている **②** 家事以外の仕事をしている **③** 産前産後8週 **④** 傷病、心身障害 **⑤** 同居親族の介護 **⑥** 求職活動中 **⑦** 火災などの災害で保育できない **⑧** 就学中 **⑨** 虐待やDVなど

**● 認定こども園（幼稚園教育）**  
入園資格Ⅱ3・4・5歳児（平成28年4月2日〜平成31年4月1日生まれ）。満3歳児を受け入れる園もあります。募集人員などは各園にお問い合わせください

### ● 二次募集

来年1月4日（火）〜14日（金）を予定。募集する保育施設は、12月下旬に子育て施設課や本市ホームページでお知らせします。

## 使いやすい施設の維持のために市有施設の管理者募集

来年4月1日（金）から市有施設を管理する指定管理者を募集。対象施設は下表のとおりです。申し込みをする法人や団体は、説明会に参加してください。詳しくは担当課にお問い合わせるか、本市ホームページをご覧ください。

☎各申し込み先へ

指定管理者募集施設				
施設名	説明会日時	説明会会場	募集要項の配布	申し込み
ジョブセンターまえばし	8月24日（水）10時	ジョブセンターまえばし	8月31日（水）まで市役所産業政策課で	9月8日（水）までに市役所産業政策課（☎027-898-6985）へ直接
地産地消センター	8月16日（月）10時	地産地消センター		
富士見農産物加工施設	8月16日（月）14時	富士見農産物加工施設	8月31日（水）まで市役所農政課で	9月7日（火）までに市役所農政課（☎027-898-5841）へ直接
粕川農産物加工施設	8月17日（火）10時	粕川農産物加工施設		

## 市政に新たな風 副市長に大野氏が就任

☎職員課 ☎027-898-6507

8月1日付で、大野誠司氏が副市長に就任しました。大野氏は総務省に入職後、総務省国際協力課国際協力調査官や市政政策情報政策担当部長などを歴任。これまでの行政経験を生かし、市政の運営に尽力していきます。



## 愛犬愛猫も家族の一員です ペットと幸せに暮らすために

園衛生検査課 ☎027・2220・5777

### ● 長寿犬表彰

今年中に満17歳（大型犬は満15歳）になる犬を長寿犬として表彰します。昨年に引き続き表彰状は郵送します。

**☎** 次の全てを満たす犬（1月1日以降に死亡した犬も含む）。**①** 本市で登録がされている **②** 平成16年以前生まれ（大型犬は平成18年以前生まれ） **③** 平成30年度〜昨年度の狂犬病予防注射済票の交付を受けている（獣医師が発行した注射を猶予する旨の診断書を提出した場合を除く） **④** 大型の雑種犬は体高50cm以上であることを所定の様式で動物病院から推薦されている **⑤** 過去に同表彰を受けていない

**● 犬猫の飼育で注意する点**  
**①** 法令やマナーを守り、犬や猫の健康管理をして、家族として責任をもって生涯愛育する **②** ふん尿は必ず片付ける **③** 放し飼いや鳴き声などで人に迷惑をかけない **④** 去勢・不妊手術をする **⑤** 名札やマイクロチップを装着して飼い主が分かるようにする **⑥** 犬は登録し、年に1回狂犬病予防注射を受けさせる **⑦** 猫は室内で飼う

### ● 犬猫譲渡事業

保健所では、保護した犬猫の新しい飼い主を募集。本市ホームページでは譲渡対象の犬猫を紹介しています。飼い主になるには飼育方法や関係法令を学ぶ講習会の受講が必須です。詳しくは問い合わせてください。

### ● ペットの遺棄・虐待は犯罪です

犬や猫などを人間の身勝手な理由で捨てたり虐待したりすると法律で罰せられます。このような行為を目撃したときは、衛生検査課か管轄の警察署へ連絡してください。